

# 経済建設委員会会議録

令和6年4月26日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 15:30

## 【 案 件 】

### 1. 産業振興について

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市中小企業融資制度の見直しについて (商工観光課)
2. 市関係団体における不適正な会計事務処理について (特産品振興・ふるさと応援課)
3. 工事請負変更契約について (土木建設課)
4. 飯塚駅前広場の整備イメージについて (都市計画課)
5. 工事請負変更契約について (農業土木課)
6. 飯塚市立病院の現状について (企業管理課)
7. 工事請負変更契約について (上水道課)

---

## ○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「産業振興について」を議題といたします。ただいまから委員会を暫時休憩し、現地調査を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 10:01

再開 14:38

現地調査視察、大変お疲れさまでございました。ただいまより委員会を再開いたします。産業振興全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

## ○道祖委員

産業振興に関連して、ちょっとお願いがございますが、今、現地調査をやってまいりましたが、オートレース場の食堂の利用客を拡大するために、せんだってこういう声を聞いたんです。新体育館を利用して高校のバスケットボールがありましたけれど、その際に、キッチンカーというんですか、そういうやつでハンバーグとか何とかを売っておったけれど、とてもじゃないが列ができて間に合わない。また遠方から来ている方が多くて、何か整備する必要があるのではないかというご意見を頂きました。それで以前から、新体育館の整備のときに、オートレース場の食堂の利用について、やはり考えていけば、共によくなるのではないかという考えを言わせていただいておりますけれども、何ら対応ができていないようでございます。

それで、体育館のほうで、食堂についてはオートレース場にありますのでご利用くださいとか、何かやはり案内をしないと分からないと思うんですね。私ども一般市民も、飯塚市民もあそこは以前のイメージがありまして、入場料を払わないと中に入れないという考えを持っている方が多くございます。今は無料で入れますので、体育館で大きなイベントをされるときに、オートレース場の食堂が使える、オートレースが開催されているときに限られるかも分かりませんが、利用できるという相乗効果を狙って、少しでもオートレース場の売上げと、そこに入っている店舗の売上げを確保することも、商業振興の一環になるのではないかと思っておりますので、一考していただきますようお願いいたします。以上、要望です。

## ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

ここでお諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、7件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中小企業融資制度の見直しについて」、報告を求めます。

#### ○商工観光課長

資料1をお願いいたします。本市では、中小企業の振興を図るため、中小企業者向けの融資制度を設けておりましたが、福岡県など条件のよい同様な融資制度があるため、直近10年で貸付実績が1件のみとなっております。このため、飯塚市中小企業融資制度の見直しについて、市長からの諮問を受け、附属機関であります飯塚市中小企業融資制度審議会におきまして審議を行いました。

審議会での答申及び金融機関からの意見を踏まえ、また、見直しの内容につきましては、表中左の欄に記載していますとおり、既存の飯塚市中小企業融資規則にある融資制度及び下段に記載しております飯塚市起業支援資金融資制度要綱の起業支援資金を廃止することとなりました。

次に、資料2をお願いします。また、審議会や金融機関との意見交換におきまして、新規創業を支援する融資制度はニーズが高いとの意見を多く頂きましたので、本市において新たに中小企業として創業する方や創業後5年未満の中小企業者を対象とする市独自の融資制度を創設し、4月1日から各金融機関で受付を開始しております。

なお、飯塚市新規創業支援資金の内容につきましては、融資金額1千万円以内、償還期間10年以内、融資利率1.2%、保証料率0.95%としており、これに併せ、利子・保証料の補助制度を新設し、資料下段に記載していますとおり、補助期間を3年以内とし、利子につきましては50%以内、保証料につきましては100%以内を補助することとしております。

以上、簡単ですが報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市関係団体における不適正な会計事務処理について」、報告を求めます。

#### ○特産品振興・ふるさと応援課長

「市関係団体における不適正な会計事務処理について」、特産品振興・ふるさと応援課が事務局を担う飯塚市筑前茜染協議会の会計事務処理にて、元職員が不適正に協議会の通帳から現金を引き出すという公金等取扱要領に反する取扱いがあったことにつきまして、ご報告をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。元職員は協議会の会計処理を担当し、令和4年8月から令和6年2月にかけて請求書の偽造、改ざん、また請求とは違う発注を行って差額を生じさせることにより、協議会の通帳から、資料の真ん中から下段、集計のあるところでございますが、①に記載しておりますとおり10回にわたり、計452万5940円の現金を不適正に引き出しておりました。そのうち、②に記載があります190万9370円については、実際に事業者を支払われておるところでありましたが、③及び④に記載のある合計261万6570円が用途不明金となっております。用途不明金につきましては、現状は元職員のほうから全額補填がされているところでございます。

資料飛びまして3ページをお願いいたします。こちら飯塚市公金等取扱要領でございます。こちらの下段の部分になります。各種団体等現金（公金外）事務取扱要領に記載されております4番「支払いは、口座振替とし現金の取扱いは必要最小限とすること。」、7番「銀行等の払戻請求書への押印は、決裁後出納責任者が1件ごとにその都度行うこと。」、続きまして8番「出納状況は定期監査等にも依存せず、その都度あるいは定期的に出納簿・通帳残高・決裁文書・領収書等により、複数職員で精算・点検を行うこと。」といった、以上の点の要領を遵守する取扱いができていなかったことにより生じたものでございます。

今後、このようなことが二度と起きることのないよう、まず、要領を遵守した事務取扱いのほうを行ってまいります。誠に申し訳ございませんでした。

以上で、「市関係団体における不適正な会計事務処理について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

結果としてこういう問題が生じたわけですが、今後の対応策というのは、今説明がありました事務取扱要領があるから、これは防止できるということなんですか。決まりがあってもそういう管理をしていたから事件が起きたということでしょう。決まりがあっても、この書いてあるとおりの運用ができてない、それが問題なんですか。それについては今後どうするんですか。

それともう一つ、これに該当するような案件は、市の行政の中で、何件あるんですか。点検されていますか。それに対して、この事件を省みて、どういうチェックとか指導をしたんでしょうか。お尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

まず1点目の、各種団体等現金取扱事務要領に準じた取扱いをしていても起こったことではないのかということでございます。こちらについては先ほど報告をさせていただきました中で、幾つかやはりできていないことがございました。これが全てできていくことが大事でございますし、まず、私たちのほうが会計を担当させていただいている団体のほうともきちんと整理をしながら、お金の出し入れ、そういったところの細かいチェック体制、こういったところを今後詰めて進めていくということで、現在、協議会のほうともお話をさせていただいているところでございます。

続きまして、ほかの部分につきましては、申し訳ございません、私たちのほうで今所管しておりますのが、こちらの筑前茜染協議会だけでございまして、ただ人事課のほうからこういう団体等の取扱いについての調査は今、行われておりまして、私たちのほうでもその分については今、回答のほうをさせていただいているところでございます。

○道祖委員

担当者は分からないということですから、総括の副市長、これは大体何件ぐらいあって、それでどういう指示、命令を出しておるのかお尋ねいたします。

○久世副市長

ただいま質問委員からご質問がありましたが、いわゆる外部団体の公金をどの程度扱っているのかというのは、すみません、人事課のほうで調査をした結果があったのですが、ちょっと私も手元にないのでお答えすることができませんが、複数ございます。今、ご質問いただきましたように、担当課長が言いました取扱要領があるのですが、質問委員も御存じのように、過去に私の記憶でも2度ほど、いわゆる外部団体の現金を扱う事務をやっておって、残念ながら不祥事があったということも記憶をいたしておりますので、要はこの今の要領が本当に機能しているのかと、やはり現金は通帳から下ろして、それをまた支出して、その後どうのという流れが、どうもやはりあまりこれがよろしくないのだろうというふうに私は考えております。よ

って、その辺を抜本的に、早急にまた内部で検討しまして、こういった要領等の改正も含めまして、今後このようなことがないようにやっていきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

公金の不正ということで今挙がっております。これに対して所管課の課長、それと部長、この辺りまでが処罰対象というような形になっていきますけれど、それは市の条例もしくは職員人事に関してそういう規約があるんですか。

○久世副市長

案件によってどの部分までの処分をするというふうな明確な基準はございません。過去にいろんなこういった不祥事が起こった場合に、このような範囲で処分をしたというふうな形で、今まで、前例に倣ってまたは他市の事例等も参考にしながら、処分を行っているところでございます。今回の案件につきましては、現在、今質問委員が言われますように、担当部長までの処分を公表いたしておりますけれども、特別職の処分につきましてもただいま検討いたしておりますのでございまして、次期定例会等でまた皆様方にご案内なりをさせていただければというふうに考えております。

○坂平委員

担当課長までは管理責任というのが決裁書に認印、決裁を出されておると思いますが。ただその上、部長、副市長、市長、この辺りまではその決裁は回ってくるんですか、こないんですか。

○久世副市長

この案件につきましては、決裁は回ってきておりません。

○坂平委員

今回の不祥事案件については課長までが押印をしたということですか。その辺りちょっと確認させてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

協議会の出納の際の決裁はまず、ふるさと応援課長までが決裁をした後に、協議会の会長の印鑑をつけて決裁という形になっております。

○坂平委員

協議会の会長に対してはどのようなふうな処分といたしますか、協議会ですから、行政からの強制力はございませんと思っておりますけど、どのようなふうな注意ですか、そういった話はされているんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

まず、会計処理につきましては事務局として、私ども特産品振興・ふるさと応援課のほうでさせていただいておりました。その中で、ここも不適正な事務の取扱いになると思うんですが、印鑑のほうをお預かりいたしておまして、会長の印鑑をふるさと応援課長のほうが、代理で押印をして決裁をやっていたということになっております。当然大きな購入をする際等につきましては協議会のほうに諮りまして、購入をしているところでございましたが、事務処理においてはそういった形で、会長が全てにおいて把握をしているという状況ではございませんでしたので、今後の事務の取扱いについて、今協議会のほうにもこの部分について、今度からは確認を都度させていただくようにお話をさせていただいたところでございます。

○坂平委員

先ほど副市長のほうから、部長以上、副市長、市長、その辺りの処分については、今後検討しますというご答弁がありましたけど、過去にわたってそういった場合はどこまでの処罰といたしますか、そういうあれはされたんですか。事例がありますか。

○久世副市長

申し訳ありません。日付等についてはちょっと、私資料を持って上がってきておりませんので、明確な回答はちょっといたしかねますが、先ほども言いましたように、いわゆる外部団体の準公金の取扱いの不正、これによって不祥事が起こった場合には、特別職におきましても、市長が減給10分の1の1か月、副市長が減給100分の5の1か月というふうな処分を下した例がございます。

○坂平委員

基本、そういう不祥事が起きたから処分をすることが、今後の未然に防ぐという形のものではないと思うんですよ。だからあくまでも日頃からそういう、あくまでも現金を扱われるというそのものが不祥事をつくる原因だと私は思います。だからあくまでもその現金を自由に動かせないというシステムを構築してほしいと思います。これはあくまでも要望でございます。今後十分に、二度とそういった不正が起きないように、やってほしいと思います。お願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○土木建設課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。令和4年11月11日の当委員会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました、水江雨水ポンプ場新設（電気）工事につきまして、現契約金額1億3127万9500円から、630万3千円を増額しまして、変更契約金額1億3758万2500円としたものでございます。

施工場所としましては、資料2枚目にお示ししております、飯塚市川津地内の遠賀川と建花寺川合流部にある水江排水樋管付近となります。

変更契約の理由としましては、資料3枚目の左側の赤で図示しております建花寺川の水位を観測する水位計につきまして、既設水位計の管理者である遠賀川河川事務所との協議の結果、既設水位計の設置年度及び更新年度が不明であるため、既設流用を行わず、飯塚市にて新規に設置するよう指示を受けたことによる水位計の新設を行ったものです。

次に、中央に赤で図示しております外灯につきましては、地元要望により、夜間の水位確認を安全に行うために、切替ゲート付近に外灯の追加設置を行ったものです。また、その他、各工種精査による変更を実施したものであります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚駅駅前広場の整備イメージについて」、報告を求めます。

○都市計画課長

飯塚駅駅前広場の整備イメージについて、ご報告いたします。

資料の「飯塚駅周辺の計画案について」をお願いいたします。上段に飯塚駅周辺の現在の状況を、下段に東西駅前広場を含めた飯塚駅周辺の計画案をお示ししております。下段計画案の赤線と黄色で着色した部分が駅前広場の計画箇所になります。また、飯塚駅の文字の下に黒で着色した部分が、自由通路と駅舎の整備箇所になります。

次に、資料の「飯塚駅西側の完成イメージについて」をお願いいたします。こちら上段が

現在の状況、下段が完成イメージになります。向かって左側にロータリーを設置し、ロータリー内の車両通行につきましては、時計回りの一方通行としております。駅側の車道には乗降スペースを設けるとともに、自由通路内のエレベーター及び駅舎までの動線上に屋根を設けることで、降雨時にも濡れることなく改札まで行くことができます。またロータリー内の車道につきましては、将来的なバスの乗り入れを見据えた幅員で整備するとともに、タクシールールを設け、駅利用者の利便性を図ることとしております。向かって右側には自動車整理場を設置し、その中に身障者用の駐車スペースを確保いたします。このスペースには屋根を設け、先ほどと同様に、エレベーター及び改札まで、降雨時には濡れることなく移動することができるようになります。この自動車整理場の周りには広場を設け、イベント等にも対応できるような空間を確保いたします。また、右下の炭都ビル跡地につきましては、民間活力による土地利用を図ることとしております。

次に、「飯塚駅東側の完成イメージについて」をお願いいたします。こちらも西側広場と同様に、上段が現在の状況、下段が完成イメージになります。新たに設置する東側の駅前広場につきましては、現在の鉄道敷を買収し、現在の市道から駅のホームに向かって盛土を行うことで、ホーム側で段差を生じないように整備をしております。ロータリー内の車両通行につきましては、こちら時計回りの一方通行とし、西側と同様に乗降スペースを設けるとともに、自由通路内のエレベーター及び改札までの動線上に屋根を設けることで、降雨時にも濡れることなく改札まで行くことができるようになります。また、東口に新たに駐輪場を設けることとしております。

なお、次のページには参考といたしまして、前回、3月7日の本委員会において提出をさせていただきました、駅舎、自由通路の整備イメージ図を添付しております。内容の説明については省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、「飯塚駅駅前広場の整備イメージについて」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

本日、飯塚駅についても現地調査をいたしましたけれど、今も資料をもって説明していただきましたけれど、現地調査していきまして気がついたことなんですけれど、橋の工事がまだ継続されております。これが終わらないと駅前広場のロータリー、道路なりの建設に取りかかれなと思いますけれど、この駅舎、駅前広場の整備は、令和8年度末を完成目標として取り組んでおるとお思いますけれど、炭都市場の跡地の開発について、私、あそこの場で何人かの方とお話をしたんですけれど、駅前広場、駅舎が完成する時期に、炭都市場の民間活力を使ってということでしたので、そのときに、その民間活力を使って炭都市場の開発が、理想としては終わっていることが、やはり飯塚駅が出来上がったときに、まちのイメージが全然違ってくると思います。駅舎が8年度に完成して、9年度から民間活力を使って物をつくるという、また工事で周辺にはご迷惑をおかけしますから、くだいような言い方をしておりますけれど、できるならば、駅舎、駅前広場が完成するときに、民間活力を使って、何らかの物ができていることが理想ではないかと私は思いますので、そのような取組ができないか、できるだけやっただくようにお願いしたいと思っております。これは要望でございます。内部検討していただきまして、今後どうなっていくか、次回の委員会なり、機会があればご報告いただければと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○農業土木課長

「工事請負変更契約について」、ご報告いたします。

資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。令和6年3月7日の当委員会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました上ノ浦林道災害復旧工事の工期の変更につきましてご報告いたします。

発注当初は、災害復旧事業費の繰越申請の承認がなされていないため、標準工期での発注ができなかったことから、繰越申請を行い、工期の変更を行うこととしており、承認通知が令和6年3月18日にあったことから、工期の末日を、令和6年3月31日から令和6年8月30日に変更したものでございます。

施工場所としましては、資料2枚目にお示ししております飯塚市桑曲地区と、弥山・君ヶ畑地区を結ぶ上ノ浦林道の中間地点付近となっております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立病院の現状について」、報告を求めます。

○企業管理課長

「飯塚市立病院の現状について」、ご報告させていただきます。

資料1ページをお願いいたします。まず、医師及び看護師数の状況についてご説明をいたします。実数でございますが、右端の欄のところに前回の当委員会で報告いたしました令和6年1月1日、緑色の部分と、直近の令和6年3月1日、黄色の部分に記載させていただいております。これを比較いたしますと、医師数では、常勤医師で皮膚科の1名の減の計29名。非常勤医師では、皮膚科1名増で計45名。合計は74名となっております。総数にしましては変更はございません。

次に、下段の看護師数でございますが、正規職員については増減なしの167名、臨時職員は3名減で計38名。合計で205名となっております。

続きまして、資料の2ページ目をお願いいたします。こちらは令和5年4月から令和6年2月の診療科目別患者数の月別推移表でございます。表の左側に記載しております項目としまして、診療科目延べ患者数の合計、一日あたりの患者数、病床利用率、診療日数、一日あたり患者数前月比の順となっております。

表の右側の下の段になりますけれども、右側の黄色の部分に令和5年度の延べ患者数を記載しておりますが、その列の合計欄、下から5段目になります、にお示ししておりますように、入院が6万1999人、外来は10万6667人となっております。これを緑色の部分、令和4年度と比較いたしますと、入院で3982人の増、外来で2647人の増となっております。その主な要因といたしましては、入院では整形外科における紹介患者数の増により入院、手術件数が増加しており、外来につきましては整形外科の入院患者数増に伴う入院中のリハビリテーション外来、患者数の増加によるものでございます。昨年度、4月1日に福岡県より地域医療支援病院の承認を受け、支援病院としての役割である紹介患者への医療の提供体制の強化をしたことにより、患者数が増加したものと考えられます。また、1日当たりの患者数では、入院で185.1人、外来で478.3人となっております。前年度と比較いたしますと、入院で11.4人の増、外来で5.5人の増となっております。病床利用率につきましては74.0%で、前年度より4.5ポイント増加しております。

以上、簡単でございますが、「飯塚市立病院の現状について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○上水道課長

「工事請負変更契約について」、報告いたします。

資料「工事請負変更契約報告書」をお願いいたします。令和5年9月15日の経済建設委員会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました菰田地区配水幹線布設替工事につきまして、原契約金額6321万400円から、577万7200円を増額しまして、変更契約金額6898万7600円としたものでございます。

資料2枚目をお願いいたします。変更契約の主な概要といたしましては、図面左側、旗揚げ箇所において、高木の木の根及びブロック塀が掘削の支障となったため、伐木除根とブロック塀撤去復旧の増工と、配水管防護用側溝設置に伴い既設給水引込管が支障となったため、仮設切り回しを行ったことによる増。また、図面右側旗揚げ箇所において、既設流用消火栓移設位置が既設管と近接しており、既定の深さで埋設することが困難であったため、浅く埋設できる新規の消火栓に変更したものです。その他精査による各工種の数量変更を行ったものであります。

続けて報告させていただきます。令和5年11月16日の経済建設委員会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました大分地区配水管布設替工事につきまして、原契約金額6170万6700円から、319万2200円を増額いたしまして、変更契約金額6489万8900円としたものでございます。

次のページ、平面図をお願いいたします。変更契約の主な概要といたしましては、終点部の不断水分岐計画箇所において、既設管が近接しており施工ができなかったため、施工可能な右側旗揚げ区間の管路を延長したことによる配管、支管接続及び引込接続の増工、また管路延長に伴い契約工期延長を行ったものでございます。その他精査による各工種の数量変更を行ったものでございます。

同じく、令和5年11月16日の経済建設委員会におきまして、契約締結のご報告をさせていただいておりました新飯塚潤野線道路改良に伴う配水管移設工事につきまして、原契約金額6591万2千円から、128万4800円を増額いたしまして、変更契約金額6719万6800円としたものでございます。

次のページ、平面図をお願いいたします。変更契約の主な概要といたしましては、試掘調査の結果、左側旗揚げ箇所に支障となる地下埋設物があったため、布設可能な位置確認を行い、配管ルートを変更したことによる試掘調査及び管材料の増工。また、当初、県道部埋設の既設管を撤去する計画としておりましたが、この地下埋設物の下にあったことにより、既設管撤去工の減工、右側旗揚げ箇所の引込接続箇所が想定と異なったことによる接続箇所の増、その他精査による各工種の数量変更を行ったものであります。

以上、簡単ではございますが、請負変更契約3件の報告を終わります。

○委員長

ただいま3件についての報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○瀬戸委員

菰田地区配水幹線布設替工事で、工事金額とかその変更にはあまり関係ないんですけど、高い木の伐木除根ということでもありますけれど、これは市のほうがこの設計をするときに、当然、木が目に見えるわけですから、こういうのが後から出てくるというのはどういうことなんです



か。設計するときには木は分かるでしょう。これで、何でこんなところで出てくるのか。設計のときに分かっておかないといけない状況ではないんですか。

○上水道課長

委員のおっしゃるとおり、現地の調査をしっかりと行っていれば、このような単純なミスは起きなかったと私自身思っております。

○瀬戸委員

これは、設計はコンサルを入れているんですか。

○上水道課長

この工事に関しましては、設計委託業務内で設計と積算までを委託いたしております。

○瀬戸委員

では、これはコンサルの設計ミスではないのですか。これはコンサルにちゃんと話しているのか。コンサルにお金を払っているでしょう。コンサルが失敗してこういうことがあれば増工になるわけでしょう。増工になっているわけではないですか。ではそれは、コンサルの責任は一切ないのか。いつもよく僕は思っているんです。ほかの工事もいろいろありますけどね。これは何でコンサルときちんと話ができないんですか、しましたか。

○上水道課長

コンサルとの話については、私どものほうから、そういうミスの打合せというか、話し合いは行っておりません。

○瀬戸委員

これは当然、市役所が仕事を発注して、いわゆる市役所が確認不足で、それもあるでしょう。でも、コンサルというのはそこを設計するわけですから、当然現場を見たりとかしないと、どういふことがあるか分からないし、地下まで見ろと言っても分からないわけですから。だけど、こういう立ち木があつて、はっきり見えるところでこういうのが後から出てくるというのは、コンサルのミスですよ。コンサルに発注した金額からその分返金してもらわないといけないのではないですか。そういう契約になってないのか。コンサルとはどういふ契約しているのか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 18

再開 15 : 19

委員会を再開いたします。

○上水道課長

一応コンサルの成果を、完了検査としてうちのほうが確認を行いまして、その成果を私どもが引き取ったというところで、主に私どものチェックミスというふうに私は考えて、そこまでの話はコンサルタント業者とは行っておりません。

○瀬戸委員

僕が言っているのは違うんですよ。コンサルは当然設計するわけでしょう、現場を。現場は見ないんですか。見るでしょう、コンサル。現場を見たとき、見えるわけでしょう。何でそれが市の責任になるのですか。だから、僕はどういふ契約をしているのかと言っているんです。コンサルタントに発注した契約書の中にそういうミスがあつた場合の責任、瑕疵担保の件、そういうのはどういふふうになっているのか。契約書を見ていないんですか。どういふことになっているか、分かっているでしょう。どういふことが入っているか、入っていないのか。

○上水道課長

申し訳ありません。今のところ、資料もありませんし、私の認識もちょっと浅いので、今はお答えすることができませんので、そこら辺を私のほうでしっかり勉強させていただいて、また報告をさせていただきたいと思ひます。

○瀬戸委員

課長、今から勉強するとか、勉強しないとか、そういうことではない。あなたプロでしょう、上水道の。こんな工事はたくさん発注してきているわけじゃないですか。そんな今さらの話ではないですよ。おまけに、いわゆる立ち木がありました。これは1か月半ぐらいそのままになっていたでしょう、話ができなかったでしょう。これは市役所は大体、発注して誰が印鑑を押したんですか、工事できますよと。工事をできますと印鑑を押して発注するわけでしょう。ただ、途中で何でもこういう木があって、工事が1か月も1か月半も。地主さんとの話、その持ち主さんの話、市役所はつけておかないといけないわけでしょう。それは誰がつけたんですか、この話は。

○上水道課長

この伐採の件につきましては、請負業者とうちのほうの担当職員で行ったと私は認識しております。

○瀬戸委員

うそ、全部業者が行ってやってきた。これは齊藤市長の弟さんですよ、元齊藤市長の。市は話ができずに、何回もそちらが行ってから話して、やっとできたわけですから、1か月ちょっとかかって。

では、市は発注するときに、これはどこまで印鑑を押しているのか、管理者が印鑑を押しているかどうか分からないけど。発注するでしょう、そうしたらスムーズに工事ができなくてはいけないわけです。それなのに1か月半も待たせて。これが補助事業か何かで3月31日まで間に合わなかったらどうなるんですか。今みたいに変更するんですか。そうしたら、補助金は入らないわけでしょう。そんないいかげんな発注の仕方はないでしょう。どうするんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15：23

再開 15：24

委員会を再開いたします。

○瀬戸委員

そういうやはりずさんなことがあってはいかんでしょう。それは企業局だけではないと思います。土木とかもいろいろありますから、工事が。これはしっかりそういうことを責任を持って、発注するときには業者さんがスムーズに工事ができるようにきちんとするのが市のほうの役目です。業者さんは工事がちゃんとされればいいわけですから、それは重々、これからこういうことがないように要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

今、瀬戸委員が質問されたことと一緒に。コンサル業務委託をしているんだから、次の大分地区、これも一緒ですよ。これは、同じような内容とは違うんですか。

○上水道課長

うちも水道台帳辺りを確認して、そこは設計を行ったんですけれども、試掘の結果、台帳と現地のほうが若干ずれがあったということです。

○坂平委員

もともと管の台帳というのは、企業局さんは持つてあるんでしょう。そこ誤差があるというのは、竣工したときに成果表を出しますよね、どの位置に、どういうふうに管が、深さがどれくらいで、どの位置に入っているということを。その台帳自体に誤差があったということ自体がおかしな話ではないですか。これは何年前に埋設していた管と誤差が出たわけですか。

○上水道課長

台帳自体の精度が、埋設箇所の数値化とかがあっていけませんので、そこら辺で誤差が生まれたのかなと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 27

再開 15 : 29

委員会を再開いたします。

○坂平委員

今休憩中にお話をしたようなことを含めて、今後の要望事項として申し上げておきます。よろしく願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。